

## 生活保護法指定医療機関の皆さまへ（留意事項）

生活保護受給者に対し医療サービスを提供いただく際にご留意いただきたい内容について、以下の通りお知らせします。

### 1. 令和6年能登半島地震にかかる申請・届出の延長措置について

令和6年能登半島地震が特定非常災害に指定されるとともに、令和6年厚生労働省告示第7号により、生活保護法に基づく指定医療機関の各種申請・届出の履行期限が延長されることとなりました。延長期間については下記 URL の県 HP からご確認ください。

※ URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/20140430.html>

### 2. 生活保護法に基づく指定医療機関の申請・届出の簡素化について

生活保護法に基づく指定医療機関の申請等は、医療機関の所在地を所管する都道府県（政令指定都市または中核市）へ申請することとされていましたが、令和5年7月より保険医療機関等に関する届出と同一の契機をもって届け出る場合には、地方厚生（支）局を経由して都道府県知事に届け出ることができるようになりました。（訪問看護ステーション、指定施術機関を除く）

【リーフレット】

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/documents/20230701seihoiryokikan.pdf>

※保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合の様式はこちら（東海北陸厚生局 HP）  
[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/shinsei/shido\\_kansa/hoken\\_shitei/index.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/shinsei/shido_kansa/hoken_shitei/index.html)

### 3. 医療扶助オンライン資格確認の導入について

生活保護の医療扶助において、現在紙で発行している医療券について、

- ・生活保護受給者の利便性を高めること
- ・生活保護受給者がよりよい医療サービスを受けられること
- ・医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を促進すること

などを目的として、令和6年3月からマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が導入される予定です。（※市町ごとに導入時期が異なる場合もございます。）

詳細につきましては、県 HP に掲載している、厚生労働省作成の資料をご確認ください。

※URL : [https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/hogo/iryuu\\_ippanshidou.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/hogo/iryuu_ippanshidou.html)